

茨城県立医療大学認定看護師教育課程受講者選考委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学認定看護師教育課程に関する規程第7条第4項の規定に基づき、茨城県立医療大学認定看護師教育課程受講者選考委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、学内委員と学外委員で構成する。学内委員は当該課程の全ての教員を含む。

- (1) 課程長
 - (2) 副課程長
 - (3) 主任教員
 - (4) 専任教員
 - (5) その他課程長が必要と認めた者
- 2 学外委員は2名以上とし、開講している認定看護師教育課程の分野の認定看護師または看護実践者を含む。
- 3 学内委員は、当該教育機関内委員とみなす。
- 4 委員会と特定行為研修指定研修機関の管理委員会の委員は兼任することができる。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ課程長及び副課程長をもって充てる。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 選考試験の実施に関する事項
- (2) 選考試験の日程に関する事項
- (3) 選考方法に関する事項
- (4) 出題に関する事項
- (5) 採点に関する事項
- (6) 合否判定に関する事項
- (7) その他選考に関する事項

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。